

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年3月30日京都市条例第35号）（行財政局人事部人事課）

京都駅東南部エリア活性化方針策定委員会を廃止するとともに、市長の附属機関として京都市立芸術大学移転整備工事設計業務受託者選定委員会を新たに設置し、その担任する事務、委員の定数及び任期を定める必要があるため、次のとおり改正することとしました。

別表1 京都駅東南部エリア活性化方針策定委員会の項を削り、同表1 京都市八条市営住宅団地再生事業検討委員会の項の次に京都市立芸術大学移転整備工事設計業務受託者選定委員会の項を追加し、その担任する事務、委員の定数及び任期を次のとおり定めました。

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市立芸術大学移転整備工事設計業務受託者選定委員会	京都市立芸術大学移転整備工事における設計業務に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	10人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第35号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1 京都駅東南部エリア活性化方針策定委員会の項を削り、同表1 京都市八条市営住宅団地再生事業検討委員会を次のように改める。

京都市八条市 営住宅団地再 生事業検討委 員会	八条市営住宅に係る団地の再生を図るための事業に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	5人以内	2年
京都市立芸術 大学移転整備 工事設計業務 受託者選定委 員会	京都市立芸術大学移転整備工事における設計業務に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	10人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)